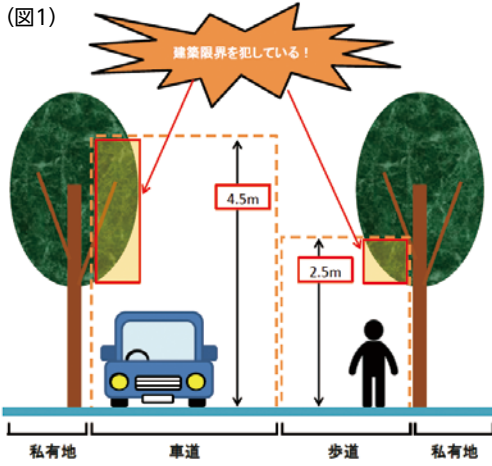


道路沿いの土地所有者の方へ 道路上に張り出している樹木の 伐採をお願いします

岡都市建設課管理計画班

☎(84)12117

私有地から道路にはみ出した生垣や樹木の枝葉は、歩行者や車などの通行の妨げとなるばかりでなく、カーブミラー・街路灯・交通標識等の視認の妨げとなってしまう事故の原因となりかねません。樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に損害が発生した場合、被害者から樹木所有者の管理責任を問われることがあります。



道路法第三十条および道路構造令第十二条では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5メートル、歩道の上空2.5メートル

ルの範囲内に障害となるものを置いてはならないとしています。これを建築限界といいます。(図1)

道路沿いの土地所有者は、建築限界の一つの目安として、自己所有地からの樹木等の張り出し等を定期的に確認いただき、せんでい剪定・伐採等のご協力をお願いします。

耕作放棄地を刈払って イノシシを追い払おう！

岡山武農業事務所企画振興課

☎0475(54)1122

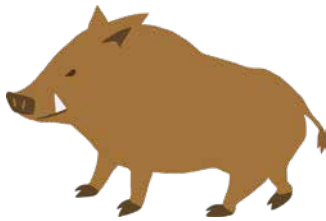
産業課

☎(84)12115

10月は千葉県の「イノシシ対策一斉刈り払い月間」です。

耕作放棄地はイノシシの格好のみかです。

耕作放棄地を定期的に刈払い、農地を適切に管理し、イノシシによる農作物被害を防ぎましょう。



稲作農家のみなさんへ 安定した収入を受けられる 「飼料用米」に取り組みましょう！

岡産業課農政班

☎(84)12115

山武農業事務所企画振興課

☎0475(54)1122

食生活の変化などにより、米の需要は全国で毎年減少しています。生産量が需要を上回ると米価の下落を招きます。

飼料用米に取り組むことで主食用米の需給改善を図り、安定収入を確保しましょう。

飼料用米取り組みのメリット

①飼料工場や畜産農家などに大きな需要があります。

②水はけの悪い湿田でも作れます。

③既存の機械や施設をそのまま使えます。

④国や県の支援が受けられ、安定した収入が確保できます。

⑤主食用米の需給が改善し、米価回復が期待できます。

多収品種に取り組みましょう

国は、水田活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成において、主食用品種での飼料用米に対する交付単価を段階的に引き下げることとしました。

多収品種での飼料用米については、

従来どおりの支援が継続されます。

このため、令和6年度以降、飼料用米に取り組む際は、多収品種を作付けし、その単収を増加させることが大切です。

※千葉県で多く栽培されている多収品種は、知事特認品種「アキヒカリ」と指定品種「夢あおば」の2品種です。

社会保険等の被扶養者の方へ 集団方式による 特定健康診査を実施します

岡一般財団法人 柏戸記念財団

長洲柏戸クリニック集団検診課

☎043(222)2873

とき 令和5年11月1日(水)

午前9時30分～11時30分

ところ 健康づくりセンター「プラム」1階 研修室

対象者

横芝光町在住で「協会けんぽ、私学共済、地方共済・各健康保険組合」加入者の40～74歳の被扶養者

持ち物 ①受診券②保険証③昨年の結果表(昨年受診した方のみ)

※受診券のない方は受診できません。

その他 予約不要

※町が実施する住民健診ではありません。